

社会福祉法人すぎの子福祉会 評議員及び役員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人すぎの子福祉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。ただし、交通費として会議毎に1,000円を支給する。

附則

(施行期間)

この規程は、2018年4月1日から施行する。